

第 2 1 回
通常総会議案書

日時 2023年6月30日（金）
場所 東京都江東区亀戸 Zビル 4F 会議室

中皮腫・じん肺・アスベストセンター

第1号議案 2022年度 活動報告

1. 全体の方針について

建設アスベスト訴訟は、2021年5月最高裁判決が言い渡され国会で議員立法により略称「建設アスベスト給付金法」が成立、2022年1月から給付金請求の受付が始まりました。

建設アスベスト給付金法は、建設作業でのアスベストばく露により肺がん・中皮腫・びまん性胸膜肥厚となった大多数について、裁判を経ずに国へ行政申請をすることで、最高裁で決定された国の賠償額と概ね同額を支給する制度であり、この間の建設アスベスト訴訟の大きな成果でもありました。

一方で、石綿吹付け作業のばく露期間を1972～1975年と3年間に限定、建物内部作業者は1975年以降のばく露に限定、労災として認定されている屋根工・外壁工・解体等の建物外部の石綿ばく露については「濃度が薄い」等の理由で国賠でも給付金法でも救済の対象としませんでした。2023年度以降、後続の訴訟によって期間や職種の拡大となるか、判決が待たれます。

建材メーカーは、全訴訟を最高裁まで争う意向と見られ大変許しがたいことです。22年度の時点では、労災等認定後に国に建設アスベスト給付金の申請のみ行い、アスベスト企業に訴訟はしない方が多いという実情もあり、企業は被災者が疲弊するのを待っているかのようにも見えます。慰謝料として本来補償されるべき全体の2分の1の建材メーカー分は補償されないのです。私たちの会員でも建材メーカーへの訴訟に参加希望の方は多く、私たちは現在建材メーカーへの訴訟を仙台と東京で支援しています。

2023年4月現在、労災等の補償に関する継続的な相談数は19件で、内訳は中皮腫9件、肺がん1件、石綿肺2件、じん肺1件、びまん性胸膜肥厚6件です。

2022年度にアスベストセンターが支援し労災等認定された件数は8件で、内訳は、中皮腫5件、肺がん2件、びまん性胸膜肥厚1件です。複雑な相談事案を複数で担当する状況にあるとともに、建設業においては、労災等補償申請の手続き後に建設アスベスト給付金の支給申請を行うケースが増えています。

建設アスベスト給付金については、2022年度にアスベストセンターが支援し支給決定された件数は24件です。今後しばらくは、同給付金に関する相談が多く続くものと見込まれます。

肺がんと中皮腫の労災認定は、2012年の石綿肺がんの認定基準の改正以降、中皮腫の申請は減少傾向が生じ、肺がんの労災申請は明らかに減少傾向が続いています。

じん肺法の改正関連では、厚労省は、じん肺診査ハンドブック改正の研究を2023年度から実施する予定で、改悪にならぬよう他団体と共に取り組んでいきます。職業性呼吸器疾患研究会有志医師の会の活動が継続されています。石綿肺がんでは、石綿ばく露歴の基準を基本とし、医学所見としてのプラークに関する肺がんの労災認定基準を守る運動の継続が必要です。

使用された石綿の対策では、2020年「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が成立、2022年4月から石綿含有建材を含んだ工事の届け出が小規模作業を除き義務化、2023年10月から建築物石綿含有建材調査者による事前調査が義務化されます。私たちは、建築物石綿含有建材調査者制度の改善、多くの自治体で実施される石綿除去工事中の石綿繊維濃度測定義務化、石綿除去工事のライセンス制度、終了検査者（アナリスト）制度など、私たちは諸外国並みの石綿法的規制を求めて22年度も活動してきました。

2022年9月に19年間当センターで事務局員が守ってきた事項をまとめ、監事等にわかるよう事務局内規を作成しました。今後順次事務局会議で追加していきます。

2022年夏、プロジェクトを代表した運営委員と監事が、アスベストセンターへの寄付について、氏名ならびに寄付額の開示に関する寄付者へのアンケート案について検討しました。

10月までに5万円以上の寄付をされた27名にアンケートを実施し、開示希望19名、非開示希望7名、未回答1名の回答をいただきました。同11月に事務局、監事、2つのプロジェクトを代表する運営委員が参加した拡大事務局会議を開催し、上記のアンケート結果を報告したところ、2022年度後半もこの方法を継続することが承認され、2023年5月の運営委員会で報告することとなりました。

2022年4月から2023年3月末までの5万円以上の寄付をされた方は41名で、開示希望26名、非開示希望10名、未回答5名です。

拡大事務局会議では、事務局体制に関する中期的な運営方針も検討され、当団体の全国性、公共性、専門性、決算、予算、今後の社会的信用性の観点等から、2023年度に東京都にNPO法人として申請する方針の提案があり、プロジェクト運営委員の2名、監事、事務局全員の賛意をいただきました。事務局は東京都と相談しながら、徐々に準備を開始しています。

当団体の財政は、2019～21年度は140～170万円の赤字決算でした。2022年度は、建設アスベスト訴訟の地裁において国と和解したことによるご寄付、また建設アスベスト給付金を支給された方からのご寄付も多く、5年ぶりに751万円の黒字となりました。中期的な財政安定化策の策定と職員の世代交代に伴う業務移行は引き続き課題となります。

2022年度の決算ならびに用途等が制約された寄付金等の内訳については、第2号議案・2022年度活動計算書および第2号議案補足資料をご参照ください。

私たちは、今後数十年に及ぶアスベスト被害の解決に向けて、国と石綿製品製造・使用企業等の責任を認めさせるために、被災者団体、多くの支援団体と共に、大きな課題で共闘することを重視して2022年度も活動しました。

2. 石綿健康被害救済法、建設アスベスト給付金法、省庁交渉、法や認定基準改正等の取り組み

(1) 石綿健康被害救済法

石綿健康被害救済法の時効救済制度である「特別遺族給付金」、「特別遺族弔慰金」及び「特別葬祭料」の請求期限が2022年3月27日となっていました。10年間延長され2032年3月27日になりました。時効救済制度は、これまで二度の時効を迎えるごとに法改正運動によって延長を実現させてきましたが、今回も、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を中心とした被害者団体や支援団体の国会議員要請などの粘り強い取り組みにより、一度は請求期限切れになったものの、議員立法による期限延長改正法案が6月13日に全会一致で可決成立し、2022年6月17日施行されました。また、中皮腫治療研究への基金活用、指定疾病の追加、給付水準の見直しなど、5項目の付帯決議（第208回国会参議院環境委員会）も採択されました。

2016年12月に中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会がまとめた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」では同制度の5年以内の見直しが必要であるとされていましたが、2021年の建設アスベスト訴訟

最高裁判決、建設アスベスト給付金制度（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）の創設、改正石綿被害救済法施行などの動きを受け、石綿健康被害救済小委員会が2022年6月6日の第1回から2023年3月31日までに5回開かれており、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の小菅千恵子会長が参加しています。患者団体や救済小委員委員から治療研究への基金の活用、給付水準の見直しなど強い要望が出されており、6月にはとりまとめがおこなわれる予定です。

（2）建設アスベスト給付金法

2021年6月9日に成立した建設アスベスト給付金法（特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律）は、2022年1月19日から運用が開始されました。ほぼ月一回開かれている「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」で認定相当とされた石綿関連疾病（中皮腫・肺がん・著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚・石綿肺・良性石綿胸水）は、2023年3月末までの13回の審査により3,562件（中皮腫1,812件、肺がん1,329件など）となっており、国から賠償金が支払われています。建設アスベスト給付金制度は最高裁判決の到達を受けてつくられたこともあり、アスベスト被害認定の要件を大きく狭めています。それは、①石綿吹付期間を1972～1975年の3年間に限定し、その前後がばく露期間の人には補償しない、②建物内部作業も1975年以降のばく露に限定し、1975年以前にばく露し労災認定された人は認めない、③給付作業の対象を建設・解体・改修に限定し、労災認定されている屋根工・外壁工については、建物外部で「濃度が薄い」等の理由から排除しているなどの問題です。2022年6月7日に原告191人（被害者136人／うちアスベストセンターと東京安全センターの原告は仙台と東京あわせて11人＜被害者8人＞）が全国10地裁（札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、京都、大阪、岡山、高松、福岡）にアスベスト建材メーカーを一斉提訴しました。この建材メーカー訴訟においても最高裁判決で認定から排除された解体工や屋根工などに対する損害賠償責任追及は継続して行われています。また訴訟を支援する活動として2022年10月25日には「建物改修解体アスベスト問題シンポジウム」（名取所長が参加）が開かれるなどの取り組みも始まっており、屋外作業など認定される期間や職業・作業を拡大させる取り組みが続いています。

3. 労災認定と救済法認定の支援、全国からの電話相談と対応

日常の相談対応とともに、労災認定事業場名公表などに際して中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会が取り組んだホットラインを支援しました。

2023年4月現在、労災等の補償に関する継続的な相談数は19件で、内訳は中皮腫9件、肺がん1件、石綿肺2件、じん肺1件、びまん性胸膜肥厚6件です。

2022年度にアスベストセンターが支援し労災等認定された件数は8件で、内訳は中皮腫5件、肺がん2件、びまん性胸膜肥厚1件です。複雑な相談事案を複数で担当する状況にあるとともに、建設業においては、労災等補償申請の手続き後に建設アスベスト給付金の支給申請を行うケースが増えています。

建設アスベスト給付金については、2022年度にアスベストセンターが支援し支給決定された件数は24件です。今後しばらくは、同給付金に関する相談が多く続くものと見込まれます。

4. 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 支部での事務局活動

この一年間、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の関東支部、東北支部の事務局として、患者会、家族会、総会などでの支援、協力を行ってきました。

関東支部は2022年12月に千葉県千葉市で相談会を開催し、5件の対面相談を受けたほか、七夕会やクリスマス会・総会、隔月開催の患者の会と家族の集いをオンラインを併用して開催しました。

東北支部は、2022年11月に福島県郡山市で相談会を開催し、13件の相談を受けました。

5. 環境アスベスト相談活動

2022年度は、21年度に引き続き、旧築地市場解体に伴うアスベスト対策に関して現場の立ち入り調査に同行し、養生検査、完了検査を実施しました。東京労働安全衛生センターが環境再生保全機構から助成金を受け、震災被災地や水害被災地や大規模解体工事のアスベスト環境被害を予防するためにリスクコミュニケーションを普及する活動に取り組む、リスクコミュニケーションプロジェクト（リスコミPJ）の活動で、5月に旧築地市場内厚生会館のレベル1建材の目視確認と、除去作業前の養生内スモークテストの見学を実施しました。築地市場の養生検査、完了検査立会いは、2023年4月現在も継続しています。

また、6月には長野県アスベスト対策センター総会に参加しました。災害時におけるアスベスト対策の取り組みについて、長野県アスベスト対策センターと9月にリスコミPJと共催で「令和元年長野市台風19号災害におけるアスベスト対策」シンポジウムを開催しました。

東京都飯田橋にある「東京都しごとセンター」で、大規模な改修工事が行われて、エレベータホールの吹き付けアスベスト除去の際に、吹き付けの一部が落下し、養生を破ってエレベーターシャフト内、エレベーターホールを汚染しました。施工業者と発注者の東京都は説明会を開催しましたが、不十分な説明で職員の皆さんの疑念が残り、10月に平野敏夫副所長と永倉とで職員向けの学習会を開催しました。工事は引き続き行われています。

2023年2月、築地市場近くの勝どき区民館で「東京都旧築地市場解体工事に伴うアスベスト対策に関する報告会」を開催し、リスクコミュニケーションを実施しました。さらに、3月にはリモートによる「アスベストリスクコミュニケーションプロジェクト活動報告」を開催しました。

さいたま市の「市民会館うらわ」の解体工事で、隣に接する幼稚園のアスベストばく露が心配され、市による工事説明会に参加しました。事業者の説明が不十分なため、再度の説明を要請し、3月に幼稚園を訪問し、市役所の担当部署への要請を行いました。

1987年に38歳で中皮腫により亡くなられた山梨県立技能専門学校教員の公務災害不認定をめぐる裁判を支援しています。裁判は継続しています。

6. 法律プロジェクト

法律プロジェクトの主要な課題は、これまでと同様、被災者救済の裾野を広げることと救済の峰を高くすることには変わりはありません。

そして、2022年度の重要課題としては、前年と同様に、建設業従事者の石綿健康被害の被災者に対する救済があります。

ご存じのとおり、最高裁判所が、2021年5月17日、建設業従事者の石綿健康

被害について国と一部建材メーカーの責任を認めた結果、国は建設アスベスト給付金法を制定して2022年1月から運用が始まり、2023年3月までに全国では3,562人の被災者やその遺族に対して給付金が支払われました。

しかし、建材メーカーは、最高裁判決で、ニチアスやA&Aマテリアルなど主要11の建材メーカー間の共同不法行為責任（連帯責任）が認められたにもかかわらず、現在も差し戻し審や後続訴訟において責任を認めずに争っており、関西弁護士団が大阪地方裁判所で継続している訴訟、関東・東北弁護士団が関わっている建設アスベスト訴訟東北弁護士団による仙台地方裁判所で継続している訴訟についても、解決が図られていません。

もっとも、最高裁判所から東京高等裁判所に差し戻された神奈川1陣訴訟では、2022年11月に結審し、裁判所による和解解決に向けた協議の提案がありました。

そのため、全国の弁護士団では、建材メーカー訴訟において建材メーカーの責任を追究するだけでなく、建材メーカーに和解による早期、全面的な解決を図るよう、背景資本（銀行などの建材メーカーの株主）に対する働きかけも続けています。

また、建設業従事者に対する電話相談を行い、労災申請や国に対する給付金の申請、さらに建材メーカーに対する訴訟に関する相談などを多数受けるとともに、建材メーカー訴訟の原告になっていただくだけでなく、給付金申請の支援なども行っています。

さらに、石綿工場の元労働者等に関する泉南国家賠償訴訟の最高裁判決に基づく国家賠償訴訟の提起と和解による多数解決をはかってきましたが、工場労働者でも未だに被災がでており、相談を受けています。石綿工場の元労働者等に関する国との和解については、石綿工場の元労働者や石綿製品の加工等を行う労働者だけでなく、ボイラー工などの非典型的な石綿ばく露者に対する救済も進めています。

このように、建設業従事した被災者の国に対する給付金請求や建材メーカーに対する訴訟のほかに、労災申請や企業責任を問う交渉・訴訟についても、これまでと同様、しっかり取り組んでいます。

7. 調査・研究活動

2020年度以降国土交通省社会資本整備審議会アスベスト対策部会・同ワーキンググループ主査に名取が委嘱されています。2022年度ワーキングは開催されませんでした。

2022年度も引き続き加古川市石綿飛散事案対策委員会委員長に名取が委嘱され、リスク推定部会長の村山武彦運営委員と共に、事故のヒアリングとリスク推定に協力しました。

2022年度、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会、藤沢市石綿関連疾患対策委員会、佐渡市立両津小学校アスベスト健康対策等専門会議の委員として、名取所長、平野副所長、永倉事務局長、尾形事務局次長、村山運営委員が協力しました。

2023年3月現在、建築物石綿含有建材調査者は全国で91,000名を越し、2016年に設立された一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会の会員数は、2023年3月末現在で正会員976名、シニア会員8名、行政会員2名、賛助会員32社となりました。

東京労働安全衛生センターのアスベスト含有建材の偏光顕微鏡による測定に協力しました。

2023年2月開催された第11回石綿問題総合対策研究会に協力し、事務局として活動を支えました。

連続講座「歴史をつなぎ未来を拓く」プロジェクトは第10項をご参照ください。

8. ウェブサイト等による情報提供

2022年は、建設アスベスト給付金制度が完全施行され、前年に引き続き特設ページで詳しい情報提供を行いました。

「建設アスベスト訴訟の状況」も随時更新、2020年秋から発行している「建設アスベスト訴訟ニュース」も、号外を含め5回発行・掲載し、訴訟の進行に合わせて判決や補償の内容を紹介しています。

「アスベスト問題を語り継ぐ連続講座」のコーナーでは「第6回・落合伸行氏の建設・除去現場の長年の経験から一公共に尽くす気持ちを忘れず」を公開しました。

また、過去の回にもさかのぼってインタビュー内容を文字に書き起こして掲載し、ネット上での検索などに対応しやすくしました。

サイト全体の年間ページビュー（PV）は前年の約56万から約半分と大幅に減少し、約27万PVとなりました。1日あたり約750PVという計算になります。

サイト全体のPV動向に大きく影響したのは、主に「中皮腫とは | 症状 治療 余命 生存率について | 労災・補償の申請手続き」のページのPVが21年の約19万から17,000へ減少した点にあります。

ただし、以前からPVの多い「写真で見る石綿（せきめん・いしわた）・アスベスト製品」のページも、約57,000PVから約27,000PVへ半減しており、全体的にアクセスが低調となりました。原因としては、リスティング広告出稿量を減らしたこと、マスメディアでの大きな報道後のアクセス・スパイクがなかったことなどの影響が考えられます。

一方、「建設アスベスト給付金 ご相談フォーム」からは年間34件の相談があり、効率的に機能していると考えられます。

意識的にSEO（検索エンジン対策）に取り組んだ「後腹膜線維症」を含む検索でも、1位～4位など高い順位のリスティングを実現できました。

平均検索順位1位（1.4位以上）となったキーワードは100以上ありました。このように良い検索順位を得られたのは、「専門性が高く正確な文章と図版を用意することがSEOとして効果が高いのではないか」という見込みに基づいて、コンテンツ制作に取り組んだことの効果が引き続き現れているものと思われます。

利用者の端末種別は、モバイル機器（iOSとAndroid）の割合が2021年の約70%から減少し約63%となっています。特にAndroidの割合は約37%から約21%に低下しました。一方、パソコン（WindowsとMac）からのアクセスは、約26%から約38%に増加しています。

公式Facebookページのフォロワーは166と微増しました。半数近くが55歳以上の男性で、全年齢層でも男女比が2：1となっています。2022年には50ほどの投稿を行い、主にアスベスト関連のニュースや行政文書へのリンク、連続講座に関するお知らせなどを紹介しました。

また、利用しているウェブサーバー、メールサーバーなどを安定したバージョンのLinuxに更新しました。Linuxの将来についてやや不透明な時期にあるため、数年後にもう一度大きな更新が見込まれます。

2022年8月と2023年1月に機関誌を発行しました。

9. 既存石綿・廃棄物プロジェクト

2022年度の既存石綿・廃棄物プロジェクトの取り組みは、国による法改正の動きに対する監視・対応、従来から実施している不適正な改修・解体の監視・対応、震災や集中豪雨などの被災建築物解体、廃棄物の仮置き場や廃棄物処理施設の調査、アスベスト廃棄物の不適切な処理・処分・リサイクルの状況調査、再生砕石のアスベスト問題における国の対応への監視活動などがあります。

国による法改正については、集中的な活動を継続してきました。2020年5月末に改正大気汚染防止法が可決・成立。吹き付けアスベストなどの除去で対策を一切講じない場合に直罰規定が設けられたほか、レベル3建材の規制対象への追加、工事完了時の確認など、これまで要求してきたごく一部が加えられましたが、残念ながら全体的には抜本改正にほど遠い内容となっていました。

学校のアスベスト対策に関連しては、大阪府立・金岡高校の飛散事故以後も大阪府堺市の4つの小学校で新たに吹き付けアスベストが見つかり、天井板の一部が欠損・破損していた問題にも対応してきました。通常よりさらに厳しい対策が必要な学校においても、ずさんな工事が少なくない状況が続いています。学校と同様に子どもたちが曝露してしまう保育園の問題にも取り組んできました。兵庫県加古川市の別府中学校で起きた外壁の仕上塗材を飛散防止対策なしに切断する違法工事における生徒らの健康リスク評価や行政対応の検証にも対応中です。

建材中のアスベスト分析するJIS分析法をめぐっては、ISO分析法がJIS化されることになった件でも監視活動を実施しています。神戸市では市営住宅の解体をめぐり、市が委託した予備調査と受注業者の事前調査、公的機関の再調査で同じ建材でも分析でアスベストの有無が異なる結果となり、判断がつかずに除去費用が約5億円増加する事態となっています。この件では専門家による検証を求めています。2021年8月には日本が強く主張してISO化されたX線回折法による定量分析法についてJIS化されましたが、分析精度の問題がかねて指摘されているJIS定量分析法は維持したままISO定量分析法が作成され、2つのX線回折法による定量法が並立されるなど、いまだ混乱が続いています。正確な分析なしには適正な建物解体はできないことから、今後も注視していく必要があります。

熊本地震以後も被災地におけるがれき処理や被災建築物の解体における調査にも取り組んできました。

アスベストが混入した再生砕石のリサイクル問題については、被災地その他で調査を続けており、明らかに全国的な問題であることが改めて確認され、対応を継続しています。

アスベストによる人為的な土壌汚染については今年度は大きな事案はなかったものの、「汚染者負担の原則」を維持すべく対応しています。

自治体条例の制定などの支援としては、大阪府堺市などで継続的に取り組んでいます。

アスベストセンターウェブサイト既存石綿・廃棄物のページを順次公開しています。なお、2023年2月に開催された石綿問題総合対策研究会にも参加しました。

10. 「歴史をつなぎ未来を拓く」プロジェクト

(1) 連続講座

2018年度より、アスベストに長年取り組んできた方々に対談・インタビュー形式で、次世代へつなぎたい経験や想いを語る連続講座プロジェクトを開催しています。講座は映像記録として保存し後世に残すとともに、一部の公開映像部分をウェブサイト上（YouTube）で公開しています。2022年8月の第6回（ゲスト：落合

伸行氏、インタビュアー名取雄司)を2023年2月に公開しました。2023年3月に「アスベスト問題への取り組みと課題 ―労働組合からのアプローチ―」(ゲスト:伊藤彰信氏、インタビュアー村山武彦氏)を開催し、2023年中にウェブサイトで公開する予定です。

(2) 研究奨励賞、アスベスト・命を見つめるフォト賞・エッセイ賞、アスベスト文芸賞の検討

未来の世代を奨励する意義について、2020年から話し合いを重ね、以下の異なる3つの分野を奨励する方針で検討を行い、2022年度はその検討の最終段階となっています。

一つ目は、法律学、リスク学、行政学、社会学、環境関連、医学、看護学等の分野において、若手の研究者等によるアスベストに関する論文等に「研究奨励賞」を授与します。選考委員として、村山武彦氏(東工大)、下山憲治氏(早稲田大大学院)、寺園淳氏(国立環境研究所)が承諾くださり、名取雄司(医師)も加わり年間1~2作の表彰を予定しています。

二つ目は、石綿関連疾患の本人やご家族、その周囲の方、アスベストの改築・除去・解体他の仕事に携わる方等による未発表の写真またはエッセイを募集し、「アスベスト・命を見つめるフォト賞・エッセイ賞」として表彰します。闘病中に感じたことや仕事での苦労等は、同様の体験をされた方々に共通する想いであり、他者とのつながりを感じることができます。選考委員として、今井明氏(カメラマン)、大島秀利(毎日新聞専門編集委員)、佐伯一麦氏(作家)が承諾くださり、年間2~3作の表彰を予定しています。

三つ目は、既に雑誌や書籍、脚本等として既に公表されている小説、シナリオ、児童文学、ノンフィクション他を「アスベスト文芸賞」として表彰し、アスベスト問題への関心の裾野を広げることを目的とします。選考委員として、佐伯一麦氏(作家)、大島秀利(毎日新聞専門編集委員)が承諾くださり、年間1~2作の表彰を予定しています。

以上の3賞の授与については、各賞の応募動向等を考慮した上で、2023年度から2027年度まで、5年間にわたり継続する予定です。賞金は、1年間で各賞合計・最大150万円を授与することとし、その賞金の財源としては、アスベストセンター安定運営基金より750万円を移行し、「歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金」を立ち上げることを検討しています。

(3) 環境社会学に関する内部の勉強会を2022年の間に3回開催しました。

1.1. 写真撮影について

尼崎クボタ写真展、アスベスト関連の活動等写真撮影を数回実施しました。

1.2. アスベストセンター安定運営基金

継続した活動を確保する必要性から、2,500万円をアスベストセンター安定運営基金として確保しました。

1.3. 事務局体制

永倉事務局長(非常勤)、尾形事務局次長(常勤)、田口事務局次長(非常勤)の

3名体制で事務局活動を行いました。必要な案件で齋藤氏に事務を委任してきました。

14. 東北での活動

2022年11月に福島県郡山市で相談会を開催し、電話と対面で13件の相談を受けました。

例年3月に開催していた患者と家族の会東北支部の総会・集いの会、および「交流・相談サロンきずな」と題した年4回の交流会は、新型コロナウイルスの感染対策の観点から、全て中止としました。

建設アスベスト東北訴訟の支援として、裁判の傍聴等に参加しました。

2023年4月現在、東北在住の方からの継続的な相談は4件で、中皮腫1件、肺癌2件、びまん性胸膜肥厚1件となっています。引き続き東北におけるアスベスト被害者の掘り起こしと支援が必要です。

15. 監査分野

2022年度の業務監査が実施され、特に指摘はありませんでした。

会計監査においては、2016年以降年2回実施されており、2022年度の間監査、期末監査において特に指摘はありませんでした。

2022年4月以降複式簿記を導入し、通帳を一元管理し、支出時における事務局内部での二重チェック体制を毎月実施しました。

16. 他団体との協力

石綿対策全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議、NPO法人東京労働安全衛生センター、NPO法人神奈川労災職業病センター、NPO法人じん肺アスベスト被災者救済基金、名古屋労災職業病研究会、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、NPO法人ひょうご労働安全衛生センター、NPO法人愛媛労働安全衛生センター、(医)ひらの亀戸ひまわり診療所、じん肺患者同盟(北茨城・東京東部・横須賀・建設東京の各支部)、建設じん肺被災者の会東京、横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会、全国建設労働組合総連合東京都連、山形県建設国民健康保険組合、香川県建設国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、労働者住民医療機関連絡会議、アスベスト訴訟弁護団(関東・関西)、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、新化学物質政策NGOフォーラム、働くもののいのちと健康を守る東京センター、等の諸団体と協力して活動してきました。

17. 会員数(2023年4月1日現在)

個人正会員160人・個人賛助会員48人・団体正会員34団体・団体賛助会員3団体です。

第2号議案 2022年度活動計算書

2022年4月1日～2023年3月31日

科目	2022年度予算		2022年度決算		内容・備考
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
I 経常収益					
1. 受取会費		761,000		730,000	
正会員受取会費	585,000		612,000		
賛助会員受取会費	176,000		118,000		
2. 受取寄付金		13,000,000		24,259,926	
受取寄付金	13,000,000		24,259,926		建設アスベスト訴訟等の和解寄付11件、 建設アスベスト給付金寄付12件
3. その他収益		1,610,000		1,524,022	
受取助成金	100,000		0		
受取利息	10,000		3,902		
受取手数料	1,500,000		1,517,100		労災調査の交通費等の実費相当額、 講演会交通費
雑収益	0		3,020		
経常収益計		15,371,000		26,513,948	
II 経常費用					
1. 人件費		7,900,000		8,146,943	
人件費	7,900,000		8,146,943		常勤職員1人 非常勤職員2人
2. その他経費		10,818,500		10,847,655	
地代家賃	2,100,000		2,080,763		
電話・通信費	150,000		165,057		
郵送費	420,000		419,985		宅急便、郵便切手
手数料	90,000		77,432		出入金手数料
事務消耗品費	470,000		698,791		
諸会費	150,000		105,000		他団体への会費・寄付等
広告宣伝費	1,300,000		1,281,669		ウェブサイト制作・会報印刷2回等
委託費	2,928,500		2,561,045		既存石綿プロジェクト委託費、 歴史と未来プロジェクト(連続講座編集等) 委託費、税理士委託費等
調査研究費	400,000		192,622		
旅費交通費	2,270,000		2,870,347		
活動費	100,000		21,220		
設備購入費	50,000		0		
会議費	200,000		237,559		監査、運営委員会、総会、 その他会議打ち合わせ等
新聞図書費	80,000		89,815		
賃借料	60,000		8,750		会場費等
雑費	50,000		37,600		5階共用費等
経常費用計		18,718,500		18,994,598	
当期経常増減額		△ 3,347,500		7,519,350	
III 経常外収益					
—					
経常外収益計					
IV 経常外費用					
—					
経常外費用計					
当期正味財産増減額		△ 3,347,500		7,519,350	
前期繰越正味財産額		36,011,111		36,011,111	
次期繰越正味財産額		32,663,611		43,530,461	

第2号議案補足資料

1. 会計方針の変更

記帳方法の変更について 2022年4月1日より複式簿記を導入し、これまでの収支計算書ではなく活動計算書の様式で第2号議案を作成しています。

2. プロジェクト別損益の状況

2022年度活動計算書のうち、プロジェクト別経常費用の内訳は以下の通りです。

科目	注1 共通経費等	法律 プロジェクト	環境プロジェクト (既存石綿対策)	歴史をつなぐ プロジェクト	地震 対策	廃棄物 対策	石綿の 歴史	学校 アスベスト	研究者 援助	合計
II 経常費用										
1. 人件費										
人件費	8,146,943									8,146,943
2. その他経費										
地代家賃	2,080,763									2,080,763
電話・通信費	165,057									165,057
郵送費	394,465	24,280	1,240							419,985
手数料	77,432									77,432
事務消耗品	554,501	350	688	143,252						698,791
諸会費	105,000									105,000
広告宣伝費	1,281,669									1,281,669
委託費	1,335,542 注2		960,000 注3	265,503 注4						2,561,045
調査研究費	192,622									192,622
旅費交通費	1,978,551	535,179 注5	133,383	223,234						2,870,347
活動費	21,220									21,220
設備購入費	0									0
会議費	114,705	83,559		39,295						237,559
新聞図書費	4,000		84,000	1,815						89,815
賃借料		8,750								8,750
雑費	37,600									37,600
経常費用計	16,490,070	652,118	1,179,311	673,099	0	0	0	0	0	18,994,598

(注1) 共通経費等とは、各プロジェクトに共通して発生する費用及び他のプロジェクトに含まれない活動

(注2) 税理士、社労士への委託経費ほか

(注3) 既存石綿対策を一部委託(委託費月8万円)

(注4) 連続講座2回開催予定(編集、反訳作業を委託費として計上)

(注5) 建設アスベスト訴訟支援、建設アスベスト給付金相談対応

3. 用途等が制約された寄付金等の内訳

2022年度末の用途等が制約された寄付金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。

当団体の正味財産は43,530,461円ですが、そのうち30,106,158円は、下記のように用途が特定されています。

したがって、用途が制約されていない正味財産は13,424,303円です。

内容	期首残高	増加	減少	期末残高
アスベストセンター安定運営基金	30,073,289	2,638	5,000,000	25,075,927
法律プロジェクト支援基金 注6	2,030,231	3,000,000		5,030,231

(注6) 法律プロジェクト支援基金から一般会計に繰入れていた3,000,000円について、アスベストセンター安定運営基金より法律プロジェクト支援基金へ移行しました。また、アスベストセンター安定運営基金のうち2,000,000円は、用途等の制約を解除しました。

貸借対照表

令和5年3月31日現在

中皮腫・じん肺・アスベストセンター

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I. 流動資産	(円)	I. 流動負債	(円)
現 金	69,520	未 払 金	0
預 金	18,638,433	預 り 金	177,492
流動資産計	<u>18,707,953</u>	流動負債計	<u>177,492</u>
II. 固定資産		II. 固定負債	
定 期 預 金	25,000,000		
貸 付 金	0 備考1	固定負債計	0
固定資産計	<u>25,000,000</u>	負債合計	<u>177,492</u>
		正 味 財 産 の 部	
		前期繰越正味財産	36,011,111
		当期正味財産増減額	7,519,350
		正味財産合計	<u>43,530,461</u>
資 産 合 計	43,707,953	負債及び正味財産合計	43,707,953

(備考1) 法律プロジェクト支援基金より、建設アスベスト訴訟東北弁護団に支援金として支出した貸付金50万円は、2022年12月28日に全額返金されました。

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

中皮腫・じん肺・アスベストセンター

資 産 の 部				金 額
摘 要				金 額
I. 流 動 資 産				(円)
現 金				69,520
預 金				18,638,433
普通預金	中央労働金庫	亀戸支店	5,146,813 円	
普通預金	ゆうちょ銀行	支店名	81,022 円	
普通預金	ゆうちょ銀行振替口座		13,334,671 円	
普通預金	みずほ銀行	亀戸支店	75,927 円	
流動資産計				18,707,953
II. 固 定 資 産				
預 金				25,000,000
定期預金	みずほ銀行	亀戸支店	25,000,000 円	
固定資産計				25,000,000
資 産 合 計				43,707,953

負 債 の 部				金 額
摘 要				金 額
I. 流 動 負 債				(円)
預 り 金				177,492
給与源泉所得税	1月～3月分		23,580 円	
報酬源泉所得税	1月～3月分		112,262 円	
厚生年金保険料	3月預かり分		25,620 円	
健康保険料	3月預かり分		16,030 円	
流動負債計				177,492
II. 固 定 負 債				
固定負債計				0
負 債 合 計				177,492
差 引 正 味 財 産				43,530,461

2022年度会計監査報告

2023年4月26日、中皮腫・じん肺・アスベストセンター事務所において
会計監査を行ったところ、適正に処理されていることを確認いたしました。

2023年4月26日

監事

毛塚理恵

監事

安元宗弘

監事

今井 明

第3号議案 2023年度 活動方針（案）

1. 全体の方針について

アスベスト政策の提言と省庁交渉を行っていきます。

建物ばく露等による中皮腫被災者の労災認定の推進、補償の遅れる石綿関連肺がんの被災者の認定等の取り組みをウェブサイトでの相談を含め強化していきます。年1回以上の相談ホットライン開催を実行し、全国での労災申請に協力します。中皮腫や肺がんの労災の認定補償に関しては、長年の経験を生かし、認定の難しい事例に対応していきます。

建設アスベスト訴訟の建材メーカーに対する訴訟を支援していきます。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の関東支部と東北支部の事務局を担当します。

今後の長期的裁判に備えた法律プロジェクト支援基金を強化し、国家賠償を含めた長期のアスベスト訴訟の支援を行います。建設アスベスト訴訟を他団体と協力して支援し、建設アスベスト訴訟の解決に向けて取り組みます。

調査研究活動の強化を行います。石綿対策全国連と共に国際会議の開催に協力し、アスベスト対策基本法の制定をめざします。

「歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト」で、新しく「研究奨励賞、アスベスト・命を見つめるフォト賞・エッセイ賞、アスベスト文芸賞」の3賞を創設し、5年間応募を募り選考表彰します。賞のための基金は、アスベストセンター安定運営基金から「歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト」所管の「アスベスト奨励賞基金」に移し替えます。

写真を主にした「被害者の声を伝える」書籍の発行を2024年度に行う予定で、2023年度は書籍編集会議を「歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト」内で行います。アスベスト連続講座を継続します。

石綿問題の資料館設立等の課題に取り組んでいきます。

2023年度も大気汚染防止法、石綿障害予防規則の問題点の改善と建築物石綿含有建材調査者制度の改革に継続して取り組みます。

石綿健康被害の予防的活動を行う、全国で数少ない団体として、石綿含有建材の適切な調査・分析・管理・除去・廃棄・飛散防止に可能な限り取り組みます。

東北での労災相談、石綿の環境飛散防止等に取り組んでいきます。

任意団体からNPO法人への移行は、2022年度中に検討し、2022年11月の拡大事務局会議で了承されました。本議案の第11項で提案します。

常勤職員の世代交替を実施していきます。当団体の収入等から考えると常勤職員は2名弱が適切と考えています。

2024年秋に、20周年記念行事を予定し、23年度に準備を開始します。

世代交替の移行期は少なくとも2025年まで継続する点を考慮し、所長がセンター運営に関与する日数を増加して対応しています。運営委員も徐々に世代交代を迎えられており、今後研究、アスベストに関する歴史の継承等の分野について強化を検討します。

また、財政基盤を確保する観点からも、会員数の増加は課題であり、コロナ禍での活動に制限が伴う時期ではありますが、入会の呼びかけ等を工夫し行います。

私たちは、アスベスト被災者団体、支援者団体、医療・看護関係者、法律関係者、学者等を運営委員とし、被災者を支援し、アスベストを調査研究する団体として19年間活動してきました。

アスベストは、人が工業的理由で採掘し工業化してきた物質であり、結果としてアスベスト被害を生んだ責任は、国と石綿製品製造・使用企業等、建物所有者にあります。

現在までに、典型的職業ばく露による被災者は労災保険で補償され、一部の環境被害者は企業による賠償を受けたものの、石綿健康被害救済法では中皮腫と重度の石綿肺と肺がん等しか救済されず、被災者救済・補償の公平性に欠ける状況が続いています。認定基準や基準運用の緩和を求め、石綿健康被害救済法の抜本的改正が必要です。他団体と協力し、石綿健康被害救済法の抜本的改正に取り組みます。

私たちは、今後数十年に及ぶアスベスト被害の解決に向けて、国と石綿製品製造・使用企業等の責任を認めさせるために、被災者団体、多くの支援団体と共に、大きな課題で共闘することを重視して2023年度も活動していきます。また、尼崎をはじめとする環境アスベスト被害者を救うために活動していきます。

2. 石綿健康被害救済法、建設アスベスト給付金法、省庁交渉、法や認定基準改正等の取り組み

石綿健康被害救済法が施行されてから17年が経過しましたが、職業ばく露によるアスベスト被害については訴訟により国や企業の損害賠償責任が相次いで明らかにされ、建設アスベスト給付金制度に示されるように訴訟原告以外での被害者救済の道も開かれてきました。しかし、同じアスベスト被害であるにもかかわらず、石綿健康被害救済制度は他の制度との間に給付内容・水準等で著しい格差があり、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会などの患者団体や石綿健康被害救済制度研究会（名取所長が参加）などの学識経験者・専門家、石綿健康被害救済小委員会の委員から、給付水準の改善や治療研究への基金活用などについて意見と要望が出されています。こうした動きと協同し、石綿健康被害救済制度を「見舞金」ではなく、法的責任に基づく被害者の救済と権利を回復するための制度へと変えていく取り組みをすすめます。

建設アスベスト給付金法の問題点は、屋内作業従事者に対する国の責任期間を1975年10月1日以降とし、石綿吹付期間を1972～1975年の3年間に限定し、その前後がばく露期間の人を救済の対象外としたことです。さらに、労災として認定されている屋根工・外壁工が、石綿粉じんばく露の実態は屋内作業従事者と概ね同様であり、その結果として被害が発生しているにもかかわらず、建物外部で「濃度が薄い」等の理由から排除したことです。これらの課題の解決と被害者救済をはかるための取り組みをすすめます。

また、建設アスベスト給付金制度における「労災支給決定等情報提供サービス」の運用において、じん肺の管理区分決定の根拠（6号（岩石等）作業か24号（石綿）作業か、粒状影か不整形陰影か等）を問題にして、情報提供の対象外とする事例、労災認定当時の労働基準監督署の復命書の疾病要因に「石綿」という記載がなく、「粉じん、じん肺」などの記録になっていることから「石綿が原因と断定できない」と判断され、労災認定者であっても「情報提供サービス」から証明書が発行されない事例が相次いでいます。「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」の審査方針では「同種事例の裁判例も踏まえて、関係者の証言や申述等の内容が、当時の社会状況や被災者が置かれていた状況、収集した資料等から考えて、明らかに不合理でない場合には柔軟に事実を認定

すること」とされており、厚労省には、過去の就労やばく露の証明が困難なケースが多いことも踏まえ、柔軟な運用が求められます。このような国のアスベスト被害救済の間口を狭め、被害救済への道を閉ざす動きに反対し、建設アスベスト給付金法による損害賠償認定をすすめ、石綿健康被害救済法の改正、労災給付基礎日額の是正をめざします。

2023年3月15日の厚労省「第24回労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会」で「じん肺標準エックス線写真集の改定等に関する専門家会議」の設置が突然報告され、「『じん肺標準エックス線写真集』の改定の必要性とともに、その他のじん肺管理区分の判定における画像診断の関連内容も含め、今後のじん肺管理区分の判定のあり方について検討する。」として、じん肺管理区分判定改悪の動きが明らかになりました。こうした動きに反対するとともに、じん肺被害実態に即したじん肺管理区分認定を求める取り組みをすすめます。

じん肺1/0の一人親方労災特別加入者が管理区分申請できないという事態が続いています。じん肺管理区分では石綿・粉じん作業での「労働者期間＋特別加入期間」が、中皮腫1年、びまん性胸膜肥厚3年、石綿肺がん10年を「最低ばく露期間」とし、残りの期間は事業主・一人親方等、あるいは労災未加入でもよいとの認定基準となっていますが、石綿肺だけ判断が異なります。昭和61年の第51号通達と事務連絡第73号を改正し、建設業で労働者期間＋特別加入期間の石綿ばく露が10年あれば管理区分（等）認定し、同様にじん肺管理区分2以上の6合併症（続発性気管支炎含む）を10年で労災認定するよう改正の取り組みをすすめます。

3. 労災認定と救済法認定の支援、全国からの電話相談と対応

ホットラインや関東・東北での相談会、中央建設国保組合との連携などにより、アスベスト関連疾患を掘り起こします。

4. アスベスト被災者団体への支援活動

前年度に引き続き、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の（関東支部ならびに東北支部の）事務局に、尾形・田口・名取が参加します。

同会の相談役会議を通じ、医療や予防の情報発信に取り組みます。

国と石綿製品製造・使用企業等に対し、アスベスト被害の責任を迫り、認定基準や基準運用の拡大と緩和を求め、被災者団体、多くの支援団体と共に、大きな課題で共闘、支援していきます。

5. 環境アスベスト相談活動

環境アスベスト飛散の相談に応じて、今まで同様に対応し、リスクコミュニケーションの実践による解決を図ります。実現可能なグッドプラクティス事例を収集します。

保育園、幼稚園、学校のアスベストによる被害予防対策のための活動を進めます。

アスベスト市民ネット、及び東京労働安全衛生センターのリスクコミュニケーションプロジェクト等と連携を図り、各地にリスクコミュニケーションの手法を広める活動を行います。

6. 法律プロジェクト

法律プロジェクトの主要な課題は、被災者救済の裾野を広げることと救済の峰を高くすることです。

救済の裾野を広げるものの一つとしては、建材メーカーに対してすでに提訴した建設アスベスト訴訟で勝訴判決を勝ち取ることと、全面的な早期解決を図ることがあります。

そのためには、全国一斉の提訴など建材メーカーに対する訴訟による責任を追及する手を緩めることなく、また、すでに係属している各地の訴訟で勝訴判決を勝ち取ることによって建材メーカーの責任を明確にしていくことが不可欠です。

他方、本年度は、最高裁判所から各高裁に差し戻された事件が終結し、早ければ秋にも再び判決が出される可能性もあることから、被災者の早期救済の見地からは、建材メーカーとの和解と建材メーカーを含めた救済制度の創設に向けて進んでいく必要があります。

また、国に対しても、給付金法が制定されて、2023年3月までに全国では3,562人の支給が認められていますが、これまで支給された被災者の多くは労災認定を受けた方（労災認定等情報提供サービスが利用できる方）であり、一人親方等で石綿救済法認定やじん肺管理区分決定のみで労災認定を受けていない方の救済が進んでいるとはいえません。特に、労災認定を受けていない方については、石綿粉じんにはばく露した作業内容や過去の就労を証明する同僚等がないといった困難な事例が多いと思われます。

そのため、国に対して給付金の支給について柔軟な運用を求めるとともに、被災者の掘り起こしを進め、労災申請や国に対する給付金の申請、さらに建材メーカーに対する訴訟など救済に向けた活動を進める必要があります。

他方、工場の元労働者等に関する国家賠償訴訟については多数の和解解決がなされていますが、今もなお工場労働者の新たな被災者からの相談が寄せられています。

そして、現在の工場での被災者の多くが、いわゆる石綿工場での製品製造での被災ではなく、石綿製品を使用してばく露した方と思われます。このような典型的でない工場労働者の被災者の事案についても和解を勝ち取り、救済範囲が広がってきましたが、仕事内容の把握や石綿暴露状況等の裏付けが難しい相談が多く、大阪と札幌では、給付金の給付対象から除外されている造船作業に従事してアスベスト関連疾患にかかった被災者と遺族が、国に対して訴訟を提起していますが、業種を超えて、石綿被害を受けた全ての被災者の救済に向けた活動も進める必要があります。

以上のほか、個別の対企業責任を追及する損害賠償、違法工事による石綿飛散事故等の環境事件に関する相談、救済に向けた法律の制定、改正などの提言などの準備も進めたいと思います。

7. 調査・研究活動

国土交通省関連の委員として既存石綿建材対策を進めます。

自治体のアスベスト対策委員会、アスベスト健康対策委員会等に委員として参加し、未来の飛散予防活動に協力します。

肺がん等アスベスト関連疾患のリスクや制度の調査を実施し、石綿リスク研究会の活動を継続します。

東京労働安全衛生センターの石綿の分析測定・相談活動に協力します。

自治体のIARC関連石綿疾患の調査に協力していきます。

日本の石綿に関する資料整備や情報提供に取り組みます。

石綿問題総合対策研究会に協力します。

石綿で必要とされる、勉強会・研究会の事務局を担います。

8. ウェブサイト等による情報提供

引き続き建設アスベスト訴訟の進展にあわせた情報提供を行っていきます。

また、動画、SNSの活用をさらに進め、より広い層への訴求力を高めます。

「アスベスト問題を語り継ぐ連続講座」についても、反訳追加やストーリーミングの品質向上に取り組みます。

新しい石綿関連疾患として、年度内に「卵巣がん」の掲載を予定しています。

また、プライバシーポリシーについて今後も明確に表示し、利用者が安心して閲覧できるサイトにします。

中皮腫について、最新の薬物療法に関する講演の開催とともに情報提供ができるような企画を検討しています。肺がんについては、Googleに2020年から広告を掲載しており、本格的な広告展開をしていくべきかどうか、現在検討中です。

NPO法人化に伴い、法人化の手続きの進捗をウェブサイトでお知らせしていくとともに必要な箇所の修正を適宜行っていきます。

年2回程度、機関誌を発行します。

9. 既存石綿・廃棄物プロジェクト

2023年度の活動方針としては、

- ① 国の動向監視と有効な対策の検討
- ② 国内での石綿廃棄物処理状況
- ③ 廃棄物処理の上流である解体・改築問題
- ④ アスベスト廃棄物処理の国内・海外における優良な事例・知見
- ⑤ 震災などの災害時における被災地の対応
- ⑥ 再生砕石への混入などリサイクル問題
- ⑦ アスベスト土壌汚染問題
- ⑧ 建材中のアスベスト分析法をめぐる問題

などへの、調査や対応、行政への要請、住民への支援を行います。

①の規制の動きとしては、2023年10月に厚生労働省・環境省による規則・改正法で講習を修了した有資格者によるアスベストの調査・分析の義務化が施行されます。今後も監視や提言活動、国会対策を実施します。10月の施行と合わせ、保育園や学校におけるアスベスト対策でも不適切な工事が続いている実態と規制強化で残された問題を周知し、新たな規制などを求めるシンポジウムや省庁交渉を他団体とも協力しつつ実施する予定です。

③の改築・解体問題への対応として、今後大気汚染防止法の穴を補う自治体の条例づくりや監視活動に取り組みます。

⑤災害防止計画へのアスベスト対策の位置づけなどが重要です。

特に今後建築物の通常使用時の十分な管理・監視がないなかでの改修・解体で石綿によりもっとも大きな被害を受けるのは子どもたちです。石綿を優先的に除去するための立法的措置も検討していきます。

現在のアスベスト関連法令に存在する隙間を埋めるとともに、ずさんな除去、解体工事などの適正化を図ることは今後のアスベスト被害を減らす上できわめて重要です。アスベストが使用された建築物の解体ピークまでにそれらの対策に注力します。

10. 「歴史をつなぎ未来を拓く」プロジェクト

(1) 連続講座

2023年度も引き続き、アスベスト問題および関連する問題に関わってこられた

方々の記録を後世に残す講座開催・映像記録・公開の活動を開催します。年1～2回の講座開催を予定しています。

(2) 研究奨励賞、アスベスト・命を見つめるフォト賞・エッセイ賞、アスベスト文芸賞

2022年度に検討された異なる3分野を奨励する方針に基づき、「研究奨励賞」、「アスベスト・命を見つめるフォト賞・エッセイ賞」、「アスベスト文芸賞」の3賞の募集と選考を2023年度より行う予定です。各賞の検討過程については、第1号議案「10. 「歴史をつなぎ未来を拓く」プロジェクト(2) 研究奨励賞、アスベスト・命を見つめるフォト賞・エッセイ賞、アスベスト文芸賞の検討」をご覧ください。

以上の3賞の授与については、各賞の応募動向等を考慮した上で、2023年度から2027年度まで、5年間にわたり継続する予定です。

賞金は、1年間、各賞合計・最大150万円を授与することとし、アスベストセンター安定運営基金より750万円を「歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金」に移行し、3賞の5年間にわたる賞金として財源を確保します。

(3) 2024年設立20周年行事を目標に、写真を主にした「被害者の声を伝える」書籍の発行を2024年度に行う予定です。2023年2月に開催され第11回石綿問題総合対策研究会のセッションにおいて、司会・名取、講演・今井明氏、指定発言・村山武彦氏、阪本将英氏によって発表された報告を元に書籍化するものです。2023年度は書籍編集会議を「歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト」内で行う予定です。

(4) その他

アスベスト問題の経験や記録の語り部養成、学習会、研究他を考えており、23年度の実施および24年度の準備を行います。

11. NPO法人への移行

当団体の全国性、公共性、専門性、今後の社会的信用性の観点等から、以前から総会議案書に「検討する」とされてきましたが、実務負担等のため見送ってきました。

2022年より複式簿記を導入し実務体制が整ったため、2023年度に東京都にNPO法人として認可申請する方針が事務局内や監事から提案され、拡大事務局会議においてプロジェクトに関わる運営委員2名を含めた全員の賛意をいただき、現在、NPO法人の認可申請に向けて準備を行なっています。

今回の総会議案書は、これまでどおり「任意団体 中皮腫・じん肺・アスベストセンター（以下、任意団体という。）」としての総会議案書となります。

本総会で議案が成立後、7月からNPO法人の認可申請に関する書類の本格的な作成に入ります。団体の定款（規約）、活動目的・内容、理事（運営委員）や監事、各プロジェクトの構成はほとんど変化させない予定で準備を進めます。

以下、NPO法人の認可申請に関する今後の日程等の案をお示しします。

7月から8月頃に、NPO法人として（設立）社員総会（任意団体の正会員10名前後と監事2名）を開催する予定です。設立社員総会で設立認証申請書、設立趣意書、定款、社員名簿、役員名簿、確認書、総会議事録、設立当初の事業年度および翌事業年度の事業計画書・活動予算書について承認いただきます。

設立社員総会后、役員候補である現運営委員の方には、8月の期日までに就任承諾書と誓約書にご記入いただき、住民票を添付の上でご提出いただきます。

9月頃、東京都へ認可申請を行い、一般的に書類受理后3ヶ月かかるとされている東京都の審査を経て、本年末頃にNPO法人として認可されるものと思われます。

その後、東京法務局墨田出張所でNPO法人として登記を行いますが、その手続きには2週間前後かかるとされていますので、手続きが滞りなく進んだ場合で、12月に認可、1月に法人登記ならびに東京都への法人登記の報告という形で、法人化の手続きを全て終えるものと考えています。

NPO法人として認可・設立すると、現在の任意団体としての活動を継承し、NPO法人として活動を開始することとなります。そのため12月末前後に、任意団体からNPO法人へ、当面の運転資金として300万円を寄付する予定です。

任意団体においては臨時運営員会ならびに臨時総会を開催し、解散手続きを行います。任意団体の解散後、残余財産は全てNPO法人へ寄付するものとします。

NPO法人として認可・設立した場合であっても、電話番号・FAX番号・メールアドレス等は変更しない予定です。

移行期は、会員の皆様に色々とお不便をおかけすることがありますが、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、NPO法人設立後の2024年4月頃に、NPO法人としての2024年度の正会員・賛助会員の会費の納入をお願いする予定です。法人化の手続きの進捗等については、会員の皆様にその都度お伝えするようにはしますが、この時期にNPO法人としての活動について、詳しいご案内を添付させていただく予定です。

12. 写真撮影について

中皮腫等の被災者ご家族、代表的な訴訟など、アスベスト関連の活動の写真撮影等を積極的・計画的に実施し、書籍作成を準備します。

13. アスベストセンター安定運営基金

「歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金」として、アスベストセンター安定運営基金より750万円を移行し、研究奨励賞、アスベスト・命を見つけるフォト賞・エッセイ賞、アスベスト文芸賞の賞金として、用途を制約します。

よって、アスベストセンター安定運営基金は、1,750万円で本年度運営していきます。

14. 東北での活動

東北でのアスベスト被害の掘り起こしを進めていきます。

建設アスベスト東北訴訟を支援し、アスベストセンターの会員原告のサポートに努めます。

新型コロナウイルスの感染拡大のため2020年以来開催できていなかった「集いの会・総会」の開催(2023年6月予定)を支援します。

15. 他団体との協力

石綿対策全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議、NPO法人東京労働安

全衛生センター、NPO法人神奈川労災職業病センター、NPO法人じん肺アスベスト被災者救済基金、名古屋労災職業病研究会、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、NPO法人ひょうご労働安全衛生センター、NPO法人愛媛労働安全衛生センター、（医）ひらの亀戸ひまわり診療所、じん肺患者同盟（北茨城・横須賀・建設東京の各支部）、建設じん肺被災者の会東京、横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会、全国建設労働組合総連合東京都連、山形県建設国民健康保険組合、香川県建設国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、労働者住民医療機関連絡会議、アスベスト訴訟弁護団（関東・関西）、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、新化学物質政策NGOフォーラム、働くもののいのちと健康を守る東京センター、等の諸団体と協力して活動していきます。

第4号議案 2023年度活動予算書

2023年4月1日～2024年3月31日

科目	2022年度決算		2023年度予算		内容・備考
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
I 経常収益					
1. 受取会費		730,000		774,000	
正会員受取会費	612,000		631,000		
賛助会員受取会費	118,000		143,000		
2. 受取寄付金		24,259,926		17,000,000	
受取寄付金	24,259,926		17,000,000		
3. その他収益		1,524,022		1,510,000	
受取助成金	0		0		
受取利息	3,902		10,000		
受取手数料	1,517,100		1,500,000		労災調査の交通費等の実費相当額
雑収益	3,020		0		
経常収益計		26,513,948		19,284,000	
II 経常費用					
1. 人件費		8,146,943		8,200,000	
人件費	8,146,943		8,200,000		常勤職員1人 非常勤職員2人
2. その他経費		10,847,655		12,120,000	
地代家賃	2,080,763		2,100,000		
電話・通信費	165,057		170,000		
郵送費	419,985		580,000		宅急便、郵便切手 NPO化に伴う経費増
手数料	77,432		90,000		出入金手数料
事務消耗品費	698,791		700,000		
諸会費	105,000		150,000		他団体への会費・寄付等
広告宣伝費	1,281,669		1,600,000		ウェブサイト制作・会報印刷等 NPO化に伴う改修
委託費	2,561,045		3,100,000		社労士(2023年より直接契約)、 既存石綿プロジェクト委託費、 歴史と未来プロジェクト(連続講座編集委 託費(2023年2回)等)、 NPO化に伴う税理士担当経費増
調査研究費	192,622		200,000		
旅費交通費	2,870,347		2,800,000		
活動費	21,220		50,000		
設備購入費	0		50,000		
会議費	237,559		350,000		監査、運営委員会、総会、 その他会議打ち合わせ等
新聞図書費	89,815		80,000		
賃借料	8,750		50,000		会場費等
雑費	37,600		50,000		5階共用費等
経常費用計		18,994,598		20,320,000	
当期経常増減額		7,519,350		△ 1,036,000	
III 経常外収益					
—					
経常外収益計					
IV 経常外費用					
—					
経常外費用計					
当期正味財産増減額		7,519,350		△ 1,036,000	
前期繰越正味財産額		36,011,111		43,530,461	
次期繰越正味財産額		43,530,461		42,494,461	

第4号議案補足資料1

2023年度活動予算書のうち、プロジェクト別経常費用の内訳は以下の通りです。

科目	注1 共通経費等	法律 プロジェクト	環境プロジェクト (既存石綿対策)	歴史をつなぐ プロジェクト	地震 対策	廃棄物 対策	石綿の 歴史	学校 アスベスト	研究者 援助	合計
II 経常費用										
1. 人件費										
人件費	8,200,000									8,200,000
2. その他経費										
地代家賃	2,100,000									2,100,000
電話・通信費	170,000									170,000
郵送費	500,000	30,000		50,000						580,000
手数料	90,000									90,000
事務消耗品	550,000			150,000						700,000
諸会費	150,000									150,000
広告宣伝費	1,500,000			100,000						1,600,000
委託費	1,640,000 注2		960,000 注3	500,000 注4						3,100,000
調査研究費	200,000									200,000
旅費交通費	1,850,000	500,000 注5	150,000	300,000						2,800,000
活動費	50,000									50,000
設備購入費	50,000									50,000
会議費	50,000	100,000		200,000						350,000
新聞図書費	0		80,000							80,000
賃借料	0	20,000		30,000						50,000
雑費	50,000									50,000
経常費用計	17,150,000	650,000	1,190,000	1,330,000 注6	0	0	0	0	0	20,320,000

(注1) 共通経費等とは、各プロジェクトに共通して発生する費用及び他のプロジェクトに含まれない活動

(注2) NPO化に伴う税理士、社労士への委託経費を含む

(注3) 既存石綿対策を一部委託(委託費月8万円)

(注4) 連続講座2回開催予定(編集、反訳作業を委託費として計上)

(注5) 建設アスベスト訴訟支援、建設アスベスト給付金相談対応

(注6) 研究奨励賞、アスベスト・命を見つめるフォト賞・エッセイ賞、アスベスト文芸賞の3賞の選考と表彰に関する費用、および2024年20周年書籍作成準備費用として各科目に一部計上

第4号議案補足資料2

正味財産のうち、用途等が制約された寄付金等の増減予定は以下の通りです。

内容	期首残高	増加予定	減少予定	期末残高見込
アスベストセンター安定運営基金	25,075,927		7,500,000	17,575,927
法律プロジェクト支援基金	5,030,231			5,030,231
歴史をつなぐ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金(注7)	0	7,500,000	1,500,000	6,000,000

(注7) 「歴史をつなぐ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金」は、アスベストセンター安定運営基金より750万円を移行し、研究奨励賞、アスベスト・命を見つめるフォト賞・エッセイ賞、アスベスト文芸賞の賞金として、用途を制約します。

1年間で、各賞合計・最大150万円を授与することとし、2023年度から2027年度まで、5年間にわたり継続する予定です。

第5号議案 役員体制（案）

敬称略・五十音順

所長	名取 雄司	ひらの亀戸ひまわり診療所 横須賀中央診療所	研究・法律・環境
副所長	平野 敏夫	ひらの亀戸ひまわり診療所	
事務局長	永倉 冬史	石綿対策全国連絡会議事務局次長	環境・建材
事務局次長	尾形 海子	専従	相談・経理・法律・環境
事務局次長	田口 正俊	専従	相談・法律・環境
事務局員	飯田 勝泰	東京労働安全衛生センター	相談
運営委員	秋山 正子	白十字訪問看護ステーション	
	飯田 浩	尼崎労働者安全衛生センター	
	位田 浩	位田法律事務所	法律
	大内 加寿子	アスベストを考える会	
	大島 寿美子	北星学園大学	
	太田 伸二	新里・鈴木法律事務所	法律
	片岡 明彦	関西労働者安全センター	
	北見 宏介	名城大学	研究・歴史の継承
	小菅 千恵子	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会	
	阪本 将英	専修大学	研究・歴史の継承
	菅野 典浩	アーライツ法律事務所	法律
	外山 尚紀	東京労働安全衛生センター	研究・環境
	長松 康子	聖路加国際大学 看護学部	研究
	西山 和宏	ひょうご労働安全衛生センター	
	早川 寛	じん肺アスベスト被災者救済基金	
	春田 明郎	横須賀中央診療所	
	古川 和子		
	古谷 杉郎	全国労働安全衛生センター連絡会議	
	星川 昭三	建設じん肺被災者の会/東京	
	南 慎二郎	立命館大学	研究・歴史の継承
	堀井 晶	全国建設労働組合総連合 東京都連合会	
	村山 武彦	東京工業大学	研究・歴史の継承
監事	今井 明	写真家	経理監査
	安元 宗弘	横須賀中央診療所	経理・業務監査
	毛塚 理恵（非会員）	毛塚税理士事務所	経理監査
顧問	西田 隆重	元神奈川労災職業病センター	環境

2022年度退任運営委員： 杉本秋好運営委員 松田馨運営委員

